

令和6年度第13回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年3月19日(水) 午前9時30分～午前10時45分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中16名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 潤之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安野 正純、
吉武 和子

(2)欠席委員(3名)

安田 敏男、長尾 誠大、中川 恵美子

(3)事務局

塚本局長・政田参事・三輪主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

職代

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第13回総会を開会いたします。

本日は、安田会長が急に御欠席ということで、代わりに私が進行させていただきます。

本日の出席委員は、19名中、出席16名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

安野 正純(やすの まさずみ) 委員 及び、

吉武 和子(よしたけ かずこ) 委員 をお願いいたします。

それでは、最初に令和6年度第11回総会議案第48号および第49号の農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。これは1月の総会で審議され保留となったものです。議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和6年度第11回総会農地法第5条議案第48号、佐山、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、申請人より、必要な資料が準備できないとの申し出があり、審議保留としておりましたが、この度、必要な書類が提出されたため、川西地区協議会で審議を行ったものです。

議案第2号、令和6年度第11回総会農地法第5条議案第49号、佐山、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、進入路・駐車場を整備するものです。

この事案につきましては、土地利用計画図に不備があるため、審議保留としておりましたが、この度、修正された土地利用計画図が提出されたため、川西地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いします。

職代

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

職代

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案第1号及び第2号については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案3ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、中尾、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は112アールとなります。

議案第4号、吉田、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は57アールとなります。

議案第5号、陶及び鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は288アールとなります。

議案第6号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は3,839アールとなります。

議案第7号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は10アールとなります。

議案第8号、嘉川、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は66アールとなります。

議案第9号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第10号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第11号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は60アールとなります。

申請人は、農事組合法人川西の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第12号、深溝、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は36アールとなります。

議案第13号、深溝、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は41アールとなります。

議案第14号及び15号は一括して御説明します。

申請人は広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設備伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第16号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は280アールとなります。

議案第17号、徳地八坂、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は83アールとなります。

議案第18号、阿東徳佐下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は28アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

職代

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

職代

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案14ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、矢原町、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第20号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

職代

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

職代

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第21号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、大内矢田南一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第23号、大内矢田南三丁目、用途地域内にある第3種農地に、道路を整備するものです。

なお、申請地は、平成21年12月に農地法の許可を得ることなく、道路の一部として整備されているものですが、北部地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第24号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用の通路を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第26号、宮野上、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第27号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用の通路を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

また、当該太陽光発電設備については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明します。

議案第28号、維新公園五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、車庫を設置するものです。

議案第30号、平井、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅用分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地及び道路を整備するものです。

議案第32号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、月極駐車場を整備するものです。

議案第33号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、アパートの擁壁の改修工事のための工事用地を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年10月10日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第34号、鑄銭司、農用地区域内にある農地に、山陽新幹線防音壁取替工事の施

工のため、駐車場を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは令和8年3月31日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第35号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第36号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第37号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第39号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第40号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和9年1月31日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第42号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電

設備の工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和9年1月31日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第43号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第44号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年5月1日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第45号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第46号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第47号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第48号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第49号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第50号、小郡下郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で共同住宅の敷地拡張を行うものです。

議案第51号、議案第52号については一括して御説明します。

阿知須、農用地域内にある農地に、営農型太陽光発電設備を整備するものです。

申請人は広島県広島市中区内に本店を有する、太陽光発電事業者です。

農地に支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

なお、この事案につきましては、農用地域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです

申請人からは令和17年3月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第53号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、植林を行うものです。

議案第54号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては「山口市の生活環境の保全に関する条例」に基づく届出書類の提出がなく、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

また、当該資材置場については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明します。

議案第55号、徳地島地、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、議案第54号を除き許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

職代

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補

足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

阿知須の51号、52号についてですが、今回は賃貸借なのですか？

事務局

本日、担当地区の委員が欠席ですので、代わりにお答えします。

●●●●については、いままで櫛を太陽光パネルの下にしか植えてなかったのですが、全部耕作要件により回りも全て植えなさいと●●●●側へ指導しておりました。今年になってようやくパネルの下以外にも植えてあるという状況で、昨年11月20日に運営委員さん6名と現地を見て回りました。しっかりと管理がしてある、周りも草刈りがしてあるので、これなら良いだろうと言うことで事務局の方で●●●●へ GO サインを出しました。●●●●の社長さんも事務所に来られてしっかり頑張りますからと言われましたので、では、申請を受け付けましょうという流れになりました。

今回の申請については、3条の申請と5条の申請、両方出ています。

これは、どういう事かと言うと、農地の上にパネルを張って、支柱を立てていく。この支柱の部分だけ転用する5条申請になります。農地の上にパネルを設置するので、その部分は地上権ということで3条の申請になります。だから一度に出てくるようになります。

今回は3条が2つ、5条が2つ、どちらも10年間ということで一時転用。10年後には返していただくか、延長をかけるという形になります。

A 委員

いままでは所有権の移転だったですね。

事務局

3条の所有権の申請と地上権の申請、5条の申請、この3つを一緒にやっていたのが、国の方がこれはダメだという事になりました。まず、3条の申請だけをやりなさいと言うことで、所有権の申請をだいぶ前にやっております。農地の所有権はだいぶ前に●●●●になっています。ですから●●●●と●●●●の申請になっております。

A 委員

今後は、こういう形になるのですか。

事務局

今後は、まず3条申請が出てくるということになると思います。

職代

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第54号については「保留」とすることにし、その他の議案については「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第34号及び第51号並びに第52号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第54号を除く、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案36ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第56号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、茨城県つくばみらい市内に本店を有する、太陽光発電事業者です。

この事案につきましては、令和4年3月28日付で、太陽光発電設備を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、当初予定していた工事用の進入路が利用できなくなり、その対応に時間を要し、重ねて隣接対応で工事スケジュールの調整ができず、着手が遅れたことから、工事期間の延長を行うものです。

また、使用を予定していたパネルも製造中止となったことから、代替品を利用することとなりましたが、結果として少ない枚数で目的とする発電能力を賄えることから、設置枚数の

変更が生じたものです。

議案第57号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。参考位置図46ページを御覧ください。

申請人は、市内に本店を有する建設業者です。

この事案につきましては、平成15年8月27日付で建売住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、許可を受けた事業者が破産したため、目的を変更し、別の事業者に承継するものです。

なお、この事案につきましては議案第54号でご説明した理由により、変更後の転用事業が農地転用許可に関する基準により相当であると認められないため保留とします。

以上の事業計画変更のうち議案第56号につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

職代

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B委員

平成15年許可の事業計画変更が今頃になって出てくるのですか。

事務局

平成15年に許可を取って、建売住宅を建てるという申請だったのですが、その業者が破産してしまいました。ずっと清算人は就いていたのですが、今回やっとこの業者が取得して資材置場にするとすることでまとまったのです。

B委員

時間がかかっていますけど、完了報告とか手続き上やっていないのですか。

事務局

まず、平成15年は合併前なので、その時代、完了報告を出す出さないというのは、無かったように思います。

もっと言うと、ここは建売住宅を造成までやって、上物はない状態で完了していません。その状態で破産したということです。

だから完了も出ていない、未完了の状態なので、当初の申請を変更して資材置場にするとする事です。

職代

委員さんも途中で変わったりすると、そのあたりが分からなくなりますね。

職代

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第56号につきましては「承認」することにし、議案第57号につきましては「保留」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、議案第56号は「承認」とし、議案第57号については、「保留」といたします。

続きまして、納税猶予適格者証明申請について審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案38ページをお開きください。合せて参考位置図48ページをお開きください。
申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第58号、平井、用途地域内にある第3種農地です。

父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。

御審議よろしくお願いいたします。

職代

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

職代

特に意見がないようですので、採決を行います。

只今審議しました納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第59号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計1,574筆 2,689,685㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に

適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
御審議よろしく願いいたします。

職代

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

職代

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案40ページをお開きください。

議案第60号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計329筆 703,061㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

職代

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

職代

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案41ページをお開きください。合わせて、参考位置図49ページ以降を御覧ください。

議案第61号から議案第64号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区1件、川西地区1件、阿東地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

なお、議案第64号につきましては、阿東地区協議会において「荒廃農地となって10年以上経過した非農地」とはみなせず現況証明の要件を満たしていないため、現況証明を発行しないとの結論となっております。

御審議よろしくお願いたします。

職代

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

委員

阿東の現況証明についてですが、以前私が阿東の農業委員の会議に出ていた時に、この蔵目喜というところについては、自治会等から、あそこは後継者もおらず、荒れているからということで、行政も絡んでこういう土地を外した経緯があるのです。5、6年前ですか。

そのことで言うと、今回、証明できないという決定が、うまく整合性が取れるのかということです。

C委員

5, 6年よりもっと前。

あそこは、特にひどい地区だったから外しました。今回の場所とは位置が違うので。

それで、皆さんと確認した上で、まだもう少し努力してくださいよと本人とも話して了解済みです。

D委員

この前見に行ったのですが、かなりきれいに刈ってあるのです。水枯れはあるのですが、まだ生きた農地に戻る状態に近いので、無理だろうという判断です。本人とも話した中での結論です。

A委員

写真を見る限り、この程度の状態で現況証明を出すのはおかしいと思います。

職代

外にはございませんか。

特に意見がないようですので、採決を行います。

議案第64号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職代

全員挙手と認め、議案第64号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

職代

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

職代

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

事務局

議案集の38ページ、地図は48ページをお開きください。

相続税の納税猶予に関して、少しだけ話します。

今回、この亦野さんという方のお父さんが亡くなって農地を取得したということですが、

かなり広い土地なので税金が高いということで納税猶予について今回許可したのですが。

今まで納税猶予というのは、条件として引き継いで必ず営農しなさいとものでした。

20年間営農したら、その後は売却しても何をしてもしないものでした。そういう法律がありました。

平成21年に法改正がありまして、終身営農をしなさいということになりました。

途中で売ってしまったら、過去の税金を一括で支払いなさいと言うものです。

その点を皆さんに御理解いただいていた方が良くと思います。

職代

特に山口市の納税猶予については、気をつけてください。

私の地区の方は、20年と思われていて、よく聞いてみると税理士さんが防府市の方でした。防府市だったら市街化区域はまだ20年で良いというのがあるので、少しトラブルになりかけたケースがあります。

職代

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第13回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年3月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

職務代理 荒瀬 澄枝

署名委員 安野 正純

署名委員 吉武 和子

記 録 者 三輪 忠之